

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法の「学校において予防すべき感染症」に含まれており、感染が確認された場合は出席停止となります。その他の場合の対応については、令和5年5月8日から下記のように変更がありますので、御承知おきください。

感染が確認され欠席する場合には、必ず保護者の方から学校へ御連絡ください。登校が可能になってから、『学校において予防すべき感染症による欠席（出席停止）届』を速やかに担任へ御提出ください。

記

1 出席停止となります。

⇒新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合（陽性の場合）

※医療機関を受診するか、「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査により陽性が確認された場合。

【出席停止の期間】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽減した後1日を経過するまで

（出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用をお勧めします）

2 合理的な理由があると校長が判断する場合は、欠席とはしません。

⇒事前に担任に御相談ください。

①医療的ケアが日常的に必要または基礎疾患等により重症化するリスクが高いため、主治医等に登校すべきではないと判断された場合

②感染不安等により、保護者が休ませたい場合

（合理的理由として考えられる例：同じ部活動内でクラスターが発生し日ごとに感染者が増えている、クラスの両隣席等で複数の者が感染した等、感染の危険が考えられる場合）

3 出席停止とはなりません。

①濃厚接触者としての特定は行われないことになるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、出席停止の対象とはなりません。

②発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登校はしないでください。（出席停止の対象とはなりません）